

住宅性能評価（長期使用構造等確認を含む。）

令和7年4月1日 適用

住宅性能表業務の手数料については、以下のとおりです。（令和4年10月1日から適用）

- 1 評価業務規程第5章の料金は、次のとおり別表第1から別表第18までに定めたとおりとする。
- (1) 計画変更の場合（技術的審査を伴う軽微な変更を含む。）は、関係する区分に係る評価料金を半額にします。なお、技術的審査を伴わない変更（戸建住宅）及び第25条の軽微な変更の料金は、1住戸当たり6,000円（税込）とします。
- 2 この別表に記載していない料金については、申請者と株式会社広島建築住宅センターが協議して決める。

別表第1 設計住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200㎡以下	66,000
	200㎡超	76,000
共同住宅等	500㎡以下	64,000+M×14,000
	500㎡超～1,000㎡以下	P×22,000+64,000+M×14,000
	1,000㎡超～2,000㎡以下	P×22,000+64,000+M×14,000
	2,000㎡超～10,000㎡以下	P×22,000+180,000+M×14,000
	10,000㎡超～50,000㎡以下	P×22,000+342,000+M×12,000
	50,000㎡超	P×22,000+802,000+M×12,000

- ※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を500㎡で除した数値、Mは評価対象住戸数とする。
- ※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。
- ※ 戸建住宅の長期使用構造等確認を設計住宅性能評価と一体申請する場合の料金は、「長期使用構造等確認」料金を、10,000円（税込）で実施します。（長期使用構造等確認 料金表 参照）

住宅性能評価（長期使用構造等確認を含む。）

住宅性能表業務の手数料については、以下のとおりです。（令和4年10月1日から適用）

- 1 評価業務規程第5章の料金は、次のとおり別表第1から別表第18までに定めたとおりとする。
- (1) 計画変更の場合（技術的審査を伴う軽微な変更を含む。）は、関係する区分に係る評価料金を半額にします。なお、技術的審査を伴わない変更（戸建住宅）及び第25条の軽微な変更の料金は、1住戸当たり5,000円（税込）とします。
- 2 この別表に記載していない料金については、申請者と株式会社広島建築住宅センターが協議して決める。

別表第1 設計住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200㎡以内	63,000
	200㎡を超えるもの	73,000
共同住宅等	500㎡以内	61,000+M×13,000
	500㎡を超え1,000㎡以内	P×20,000+61,000+M×13,000
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	P×20,000+61,000+M×13,000
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	P×20,000+173,000+M×13,000
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	P×20,000+326,000+M×12,000
	50,000㎡を超えるもの	P×20,000+764,000+M×12,000

- ※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を500㎡で除した数値、Mは評価対象住戸数とする。
- ※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。
- ※ 戸建住宅の長期使用構造等確認を設計住宅性能評価と一体申請する場合の「長期使用構造等確認」料金は、8,000円（税込）で実施します。

別表第2 設計住宅性能評価料金(性能表示事項の全て又は共同住宅等の長期使用構造等確認との一体申請の場合)

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200㎡以下	78,000
	200㎡超	88,000
共同住宅等	500㎡以下	64,000+M×15,000
	500㎡超～1,000㎡以下	P×22,000+64,000+M×15,000
	1,000㎡超～2,000㎡以下	P×22,000+64,000+M×15,000
	2,000㎡超～10,000㎡以下	P×22,000+246,000+M×15,000
	10,000㎡超～50,000㎡以下	P×22,000+556,000+M×14,000
	50,000㎡超	P×22,000+1,016,000+M×14,000

※ 選択表示項目を1以上追加する場合に適用する（別表第5に同じ）。

※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を500㎡で除した数値、Mは評価対象住戸数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第3 第34条第1号の申請（確認審査）と同時になされる設計住宅性能評価の料金の減算額

(単位：円、消費税込)

種別	床面積の合計	料金の減算額
一戸建ての住宅	200㎡以下	9,000
	200㎡超	10,000
共同住宅等	500㎡以下	7,000
	500㎡超～1,000㎡以下	8,000
	1,000㎡超～2,000㎡以下	13,000
	2,000㎡超～10,000㎡以下	39,000
	10,000㎡超～50,000㎡以下	62,000
	50,000㎡超	132,000

別表第2 設計住宅性能評価料金(性能表示事項の全て又は共同住宅等の長期使用構造等確認との一体申請の場合)

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200㎡以内	74,000
	200㎡を超えるもの	84,000
共同住宅等	500㎡以内	61,000+M×14,000
	500㎡を超え1,000㎡以内	P×20,000+61,000+M×14,000
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	P×20,000+61,000+M×14,000
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	P×20,000+234,000+M×14,000
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	P×20,000+530,000+M×13,000
	50,000㎡を超えるもの	P×20,000+968,000+M×13,000

※ 選択表示項目を1以上追加する場合に適用する（別表第5に同じ）。

※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を500㎡で除した数値、Mは評価対象住戸数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第3 第34条第1号の申請と同時になされる設計住宅性能評価の料金の減算額

(単位：円、消費税込)

種別	床面積の合計	料金の減算額
一戸建ての住宅	200㎡以内	8,000 (5,000)
	200㎡を超えるもの	9,000 (7,000)
共同住宅等	500㎡以内	6,000
	500㎡を超え1,000㎡以内	7,000
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	12,000
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	36,000
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	57,000
	50,000㎡を超えるもの	122,000

※ ()内は住宅型式性能認定又は認証型式住宅部分等製造者の場合を示す。

別表第4 建設住宅性能評価料金（必須評価事項のみ）

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200 m ² 以下	98,000
	200 m ² 超	110,000
共同住宅等	500 m ² 以下	$N \times 68,000 + M \times 15,000$
	500 m ² 超～1,000 m ² 以下	$N \times (P \times 5,600 + 68,000) + M \times 15,000$
	1,000 m ² 超～2,000 m ² 以下	$N \times (P \times 5,600 + 68,000) + M \times 15,000$
	2,000 m ² 超～10,000 m ² 以下	$N \times (P \times 5,600 + 220,000) + M \times 11,200$
	10,000 m ² 超～50,000 m ² 以下	$N \times (P \times 5,600 + 330,000) + M \times 7,600$
	50,000 m ² 超	$N \times (P \times 5,600 + 440,000) + M \times 7,600$

※ Pは延床面積から500 m²減じた数値を500 m²で除した数値、Mは評価対象住戸数、Nは検査を行った回数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第5 建設住宅性能評価料金（性能表示事項の全て）

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200 m ² 以下	100,000
	200 m ² 超	110,000
共同住宅等	500 m ² 以下	$N \times 68,000 + M \times 16,300$
	500 m ² 超～1,000 m ² 以下	$N \times (P \times 5,600 + 68,000) + M \times 16,300$
	1,000 m ² 超～2,000 m ² 以下	$N \times (P \times 5,600 + 68,000) + M \times 16,300$
	2,000 m ² 超～10,000 m ² 以下	$N \times (P \times 5,600 + 220,000) + M \times 12,600$
	10,000 m ² 超～50,000 m ² 以下	$N \times (P \times 5,600 + 330,000) + M \times 8,600$
	50,000 m ² 超	$N \times (P \times 5,600 + 440,000) + M \times 8,600$

※ 選択表示項目を1以上追加する場合に適用する（別表第2に同じ）。

※ Pは延床面積から500 m²減じた数値を500 m²で除した数値、Mは評価対象住戸数、Nは検査を行った回数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第6 既存の戸建住宅の建設住宅性能評価料金（第20条に係る長期使用構造等確認を含む。）

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
ある場合 設計図書が	100 m ² 以内	53,000
	100 m ² を超え200 m ² 以内	62,000
	200 m ² を超え500 m ² 以内	75,000
	500 m ² を超えるもの	$P \times 50,300 + 75,000$
ない場合 設計図書が	100 m ² 以内	71,000
	100 m ² を超え200 m ² 以内	82,000
	200 m ² を超え500 m ² 以内	101,000
	500 m ² を超えるもの	$P \times 67,000 + 101,000$

※ Pは延床面積から500 m²減じた数値を500 m²で除した数値とする。

※ 必須項目以外（例：白蟻被害等）は、別途見積りにより加算する。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第7 第34条(2)の申請と同時になされる建設住宅性能評価の料金の減算額

(単位：円、消費税込)

種別	床面積の合計	料金の減算額
一戸建て の住宅	200 m ² 以内	9,000 (7,000)
	200 m ² を超えるもの	10,000 (7,000)
共同住宅等	500 m ² 以内	20,000
	500 m ² を超え1,000 m ² 以内	30,000
	1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内	34,000
	2,000 m ² を超え10,000 m ² 以内	63,000
	10,000 m ² を超え50,000 m ² 以内	117,000
	50,000 m ² を超えるもの	238,000

※ ()内は住宅型式性能認定又は認証型式住宅部分等製造者認証の場合を示す。

別表第6 既存の戸建住宅の建設住宅性能評価料金（第20条に係る長期使用構造等確認を含む。）

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
ある場合 設計図書が	100㎡以下	58,000
	100㎡超～200㎡以下	68,000
	200㎡超～500㎡以下	83,000
	500㎡超	$P \times 55,000 + 83,000$
ない場合 設計図書が	100㎡以下	78,000
	100㎡超～200㎡以下	90,000
	200㎡超～500㎡以下	111,000
	500㎡を超	$P \times 74,000 + 111,000$

- ※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を500㎡で除した数値とする。
 ※ 必須項目以外（例：白蟻被害等）は、別途見積りにより加算する。
 ※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第7 第34条第2号の申請（確認検査）と同時になされる建設住宅性能評価の料金の減算額

(単位：円、消費税込)

種別	床面積の合計	料金の減算額
一戸建て の住宅	200㎡以下	10,000
	200㎡超	11,000
共同住宅等	500㎡以下	22,000
	500㎡超～1,000㎡以下	33,000
	1,000㎡超～2,000㎡以下	37,000
	2,000㎡超～10,000㎡以下	69,000
	10,000㎡超～50,000㎡以下	128,000
	50,000㎡超	260,000

別表第4 建設住宅性能評価料金（必須評価事項のみ）

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200㎡以内	94,000
	200㎡を超えるもの	105,000
共同住宅等	500㎡以内	$N \times 64,000 + M \times 12,600$
	500㎡を超え1,000㎡以内	$N \times (P \times 5,200 + 64,000) + M \times 12,600$
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	$N \times (P \times 5,200 + 64,000) + M \times 12,600$
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	$N \times (P \times 5,200 + 210,000) + M \times 9,400$
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	$N \times (P \times 5,200 + 314,000) + M \times 6,300$
	50,000㎡を超えるもの	$N \times (P \times 5,200 + 419,000) + M \times 6,300$

- ※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を500㎡で除した数値、Mは評価対象住戸数、Nは検査を行った回数とする。
 ※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第5 建設住宅性能評価料金（性能表示事項の全て）

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200㎡以内	94,000
	200㎡を超えるもの	105,000
共同住宅等	500㎡以内	$N \times 64,000 + M \times 13,600$
	500㎡を超え1,000㎡以内	$N \times (P \times 5,200 + 64,000) + M \times 13,600$
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	$N \times (P \times 5,200 + 64,000) + M \times 13,600$
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	$N \times (P \times 5,200 + 210,000) + M \times 10,500$
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	$N \times (P \times 5,200 + 314,000) + M \times 7,300$
	50,000㎡を超えるもの	$N \times (P \times 5,200 + 419,000) + M \times 7,300$

- ※ 選択表示項目を1以上追加する場合に適用する（別表第2に同じ）。
 ※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を500㎡で除した数値、Mは評価対象住戸数、Nは検査を行った回数とする。
 ※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第8 他者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額（必須評価事項のみ）

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200㎡以下	40,000
	200㎡超	40,000
共同住宅等	500㎡以下	39,000+M×12,600
	500㎡超～1,000㎡以下	48,000+M×12,600
	1,000㎡超～2,000㎡以下	69,000+M×12,600
	2,000㎡超～10,000㎡以下	190,000+M×12,600
	10,000㎡超～50,000㎡以下	302,000+M×11,000
	50,000㎡超	618,000+M×9,500

※ Mは評価対象住戸数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第8 他者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額（必須評価事項のみ）

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200㎡以内	21,000
	200㎡を超えるもの	21,000
共同住宅等	500㎡以内	26,000+M×8,400
	500㎡を超え1,000㎡以内	32,000+M×8,400
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	45,000+M×8,400
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	127,000+M×8,400
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	201,000+M×7,300
	50,000㎡を超えるもの	412,000+M×6,300

※ Mは評価対象住戸数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第9 他者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額（性能表示事項の全て）

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200㎡以下	40,000
	200㎡超	40,000
共同住宅等	500㎡以下	39,000+M×14,100
	500㎡超～1,000㎡以下	48,000+M×14,100
	1,000㎡超～2,000㎡以下	68,000+M×14,100
	2,000㎡超～10,000㎡以下	190,000+M×14,100
	10,000㎡超～50,000㎡以下	302,000+M×12,600
	50,000㎡超	618,000+M×11,000

※ Mは評価対象住戸数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第9 他者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額（性能表示事項の全て）

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200㎡以内	21,000
	200㎡を超えるもの	21,000
共同住宅等	500㎡以内	26,000+M×9,400
	500㎡を超え1,000㎡以内	32,000+M×9,400
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	45,000+M×9,400
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	127,000+M×9,400
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	201,000+M×8,400
	50,000㎡を超えるもの	412,000+M×7,300

※ Mは評価対象住戸数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第 10 第 34 条(3) 地方公共団体等が行う場合の減算額

条 件	料 金 の 額
同一建物（形態、構造）を 2 棟以上 同時申請	1 棟は通常の料金とし 2 棟目以上は 半額とする。

別表第 11 第 34 条(4) 認証型式住宅部分等製造者認証の場合の減算額

(単位：円、消費税込)

	床 面 積 の 合 計	料 金 の 額	
		設計性能評価	建設性能評価
戸 建 住 宅	200 m ² 以下	18,000	31,000
	200 m ² 超	21,000	34,000

別表第 12 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の料金加算額

〈簡易測定法（測定バッジ）〉

(単位：円、消費税込)

住戸数（近接地で同時期に 測定可能な場合）	ホルムアルデヒドのみ (1 住戸当り)	ホルムアルデヒド・トルエン・キシレ ン・エチルベンゼン・スチレン (1 住戸当り)
1	35,000	48,000
2～5	28,000	41,000
6～8	24,000	36,000
9・10	22,000	34,000
11～	20,000	32,000

〈標準測定法（空気採取法）〉

(単位：円、消費税込)

測定する化学物質	空気採取料金以外の料金 (1 住戸当り)	空気採取料金 (1 住戸当り)
ホルムアルデヒドのみ	別途見積り	別途見積り
ホルムアルデヒド・トルエン・キシレ ン・エチルベンゼン・スチレン	別途見積り	別途見積り

別表第 10 第 34 条(3) 地方公共団体等が行う場合の減算額

条 件	料 金 の 額
同一建物（形態、構造）を 2 棟以上 同時申請	1 棟は通常の料金とし 2 棟目以上は 半額とする。

別表第 11 第 34 条(4) 住宅型式性能認定・認証型式住宅部分等製造者認証の
場合の減算額

(単位：円、消費税込)

	床 面 積 の 合 計	料 金 の 額	
		設計性能評価	建設性能評価
戸 建 住 宅	200 m ² 以内	16,000	28,000
	200 m ² を超えるもの	19,000	31,000

別表第 12 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の料金加算額

〈簡易測定法（測定バッジ）〉

(単位：円、消費税込)

住戸数（近接地で同時期に 測定可能な場合）	ホルムアルデヒドのみ (1 住戸当り)	ホルムアルデヒド・トルエン・キシレ ン・エチルベンゼン・スチレン (1 住戸当り)
1	29,000	40,000
2～5	23,000	34,000
6～8	20,000	30,000
9・10	18,000	28,000
11～	17,000	26,000

〈標準測定法（空気採取法）〉

(単位：円、消費税込)

測定する化学物質	空気採取料金以外の料金 (1 住戸当り)	空気採取料金 (1 住戸当り)
ホルムアルデヒドのみ	89,000	別途見積り
ホルムアルデヒド・トルエン・キシレ ン・エチルベンゼン・スチレン	136,000	別途見積り

別表第 13 遠隔地の場合の建設住宅性能評価料金の加算額(1 日 当り)

(単位：円、消費税込)

	室内空気中の化学物質の濃度等の測定について	料金加算額
共同住宅の所在地が業務を行なう事務所の所在地から直線距離で 50 km を超え 100 km 未満の地域に存する場合	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行わない場合	10,000
	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合	20,000
共同住宅の所在地が業務を行なう事務所の所在地から直線距離で 100 km を越える地域に存する場合	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行わない場合	20,000
	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合	41,000

別表第 14 建設住宅性能評価の解除の場合の評価料金の返還

(イ) 欄 契約の解除を行った時期	(ロ) 欄 当該申請手数料に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第 1 回の現場審査の前日まで	0.95
第 1 回の現場審査を実施した日から第 2 回の現場審査の前日まで	0.7
第 2 回の現場審査を実施した日から第 3 回の現場審査の前日まで	0.45
第 3 回の現場審査を実施した日から第 4 回の現場審査の前日まで	0.2
第 4 回の現場審査を実施した日以降	0.0 (返還しない)

別表第 15 住宅性能評価書の再交付を行う場合の料金

(単位：円、消費税込)

再 交 付 料 金	料 金
評価書 1 通につき	6,000

別表第 13 遠隔地の場合の建設住宅性能評価料金の加算額(1 日 当り)

(単位：円、消費税込)

	室内空気中の化学物質の濃度等の測定について	料金加算額
共同住宅の所在地が業務を行なう事務所の所在地から直線距離で 50 km を超え 100 km 未満の地域に存する場合	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行わない場合	8,000
	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合	17,000
共同住宅の所在地が業務を行なう事務所の所在地から直線距離で 100 km を越える地域に存する場合	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行わない場合	17,000
	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合	34,000

別表第 14 建設住宅性能評価の解除の場合の評価料金の返還

(イ) 欄 契約の解除を行った時期	(ロ) 欄 当該申請手数料に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第 1 回の現場審査の前日まで	0.95
第 1 回の現場審査を実施した日から第 2 回の現場審査の前日まで	0.7
第 2 回の現場審査を実施した日から第 3 回の現場審査の前日まで	0.45
第 3 回の現場審査を実施した日から第 4 回の現場審査の前日まで	0.2
第 4 回の現場審査を実施した日以降	0.0 (返還しない)

別表第 15 住宅性能評価書の再交付を行う場合の料金

(単位：円、消費税込)

再 交 付 料 金	料 金
評価書 1 通につき	5,500

長期優良住宅技術的審査（長期使用構造等確認）

令和7年4月1日 適用

長期使用構造等確認申請（第8条に係るものに限る。）に係る料金（以下「確認料金」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 別表16と別表17の合計額が、確認料金です。
- (2) 戸建住宅（併用住宅含む。）を性能評価と一体で申請する場合は、確認料金は**10,000円**（税込）で実施します。
- (3) 構造計算が必要な建築確認申請と併願申請する場合は、耐震性に係る区分の確認料金を半額にします。
- (4) 型式住宅部分等製造者認証を受けたものの確認料金は半額にします。
- (5) 増改築又は既存に係る確認料金は、別表18によります。
- (6) 計画変更の場合（技術的審査を伴う軽微変更該当証明を含む。）は、関係する区分に係る確認料金を半額にします。なお、技術的審査を伴わない変更確認（戸建住宅）料金は、1戸当たり**6,000円**（税込み）とします。（軽微変更該当証明を含む。）
- (7) 再交付料金は、1通につき**3,000円**（税込み）とします。
- (8) 上記以外の確認料金は、申請者と当機関が協議して決めます。

別表第16 耐震性の区分に係る確認料金（単位：円、消費税込）

住棟の延べ面積		料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）		21,000
共同住宅等	500㎡以下	63,000
	500㎡超～1,000㎡以下	122,000
	1,000㎡超～3,000㎡以下	256,000
	3,000㎡超～5,000㎡以下	479,000
	5,000㎡超～10,000㎡以下	950,000
	10,000㎡超～20,000㎡以下	1,745,000
	20,000㎡超～30,000㎡以下	2,632,000
	30,000㎡超え	3,242,000

別表第17 耐震性以外の区分に係る確認料金（単位：円、消費税込）

確認対象戸数（M）		料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）		46,000
共同住宅等	10戸以下	34,000+19,000×（M-1）
	11戸以上 100戸以下	193,000+9,100×（M-10）
	101戸以上 200戸以下	915,000+8,700×（M-100）
	201戸以上 300戸以下	1,674,000+8,300×（M-200）
	301戸以上 400戸以下	2,389,000+6,200×（M-300）

※ 1,000円未満の端数は切捨てです。

※ 401戸以上は、見積もりによります。

長期優良住宅技術的審査（長期使用構造等確認）

長期使用構造等確認申請（第8条に係るものに限る。）に係る料金（以下「確認料金」という。）は、次のとおりとする。（令和4年10月1日から適用）

- (1) 別表16と別表17の合計額が、確認料金です。
- (2) 戸建住宅（併用住宅含む。）を性能評価と一体で申請する場合は、確認料金は8,000円（税込）で実施します。
- (3) 構造計算が必要な建築確認申請と併願申請する場合は、耐震性に係る区分の確認料金を半額にします。
- (4) 住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証等を受けたものの確認料金は半額にします。
- (5) 増改築に係る確認料金は、別表18によります。
- (6) 計画変更の場合（技術的審査を伴う軽微変更該当証明を含む。）は、関係する区分に係る確認料金を半額にします。なお、技術的審査を伴わない変更確認（戸建住宅）料金は、1戸当たり5,000円（税込み）とします。（軽微変更該当証明を含む。）
- (7) 再交付料金は、1通につき2,200円（税込み）とします。
- (8) 上記以外の確認料金は、申請者と当機関が協議して決めます。

別表第16 耐震性の区分に係る確認料金（単位：円、消費税込）

住棟の延べ面積		料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）		19,000
共同住宅等	500㎡以内	57,000
	500㎡超え 1,000㎡以内	111,000
	1,000㎡超え 3,000㎡以内	233,000
	3,000㎡超え 5,000㎡以内	435,000
	5,000㎡超え 10,000㎡以内	864,000
	10,000㎡超え 20,000㎡以内	1,586,000
	20,000㎡超え 30,000㎡以内	2,393,000
	30,000㎡超え	2,948,000

別表第17 耐震性以外の区分に係る確認料金（単位：円、消費税込）

確認対象戸数（M）		料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）		41,000
共同住宅等	10戸以下	31,000+17,000×（M-1）
	11戸以上 100戸以下	175,000+8,300×（M-10）
	101戸以上 200戸以下	832,000+7,900×（M-100）
	201戸以上 300戸以下	1,522,000+7,500×（M-200）
	301戸以上 400戸以下	2,172,000+5,600×（M-300）

※ 1,000円未満の端数は切捨てです。

※ 401戸以上は、見積もりによります。

別表第 18 増改築又は既存に係る確認料金（単位：円、消費税込）

確認対象戸数	料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）	74,000

※ センターが確認に当たり調査等を必要とする場合は、追加料金が必要です。

※ 共同住宅等は、見積もりによります。

別表第 18 増改築に係る確認料金（単位：円、消費税込）

確認対象戸数	料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）	56,000

※ 上記の料金は、温熱環境に関する表示すべき事項を断熱等性能等級とした場合の料金である。一次エネルギー消費量等級の場合は、10,000円追加する。

※ センターが確認に当たり調査等を必要とする場合は、追加料金が必要です。

※ 共同住宅等は、見積もりによります。